



平成20年5月12日

各 位

会社名 丸 文 株 式 会 社  
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 敬 司  
 (コード番号 7537 東証第一部)  
 問合せ先 常務取締役 岩元 一 明  
 (TEL 03-3639-3010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築および経営基盤強化施策の一環として取締役副会長を置くことができるよう、定款第22条(代表取締役および役付取締役)を変更するものであります。また、同変更に伴い、定款第23条(取締役会の招集権者および議長)に所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、 <u>常務取締役</u> 各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名 <u>ならびに</u> 取締役副会長、取締役副社長、 <u>専務取締役および常務取締役</u> 各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、 <u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ</u> 取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり) 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、 <u>あらかじめ</u> 取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会の開催日 平成20年6月27日(金)

定款変更の効力発生日 平成20年6月27日(金)

以 上